

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定によつて、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和三年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和四年一月三十一日から 二月一日まで	午前九時～午後五時	東広島市西条昭和町一三番一〇号 広島県東広島庁舎五〇一会議室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間 数
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六
家畜の品種及び特徴	四
家畜の取引に関する法令	四

三 受講手続

1 受講申込書の提出期間及び受付時間

令和三年十二月十四日（火）から令和三年十二月二十八日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、令和三年十二月二十八日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

郵送する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

3 提出書類

受講申込書（別記様式）

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとする。

四 受講手数料

三千三百円

この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受講手数料は、返還しない。

1 申請窓口での納付

手数料三千三百円分の現金を受講申込書に添えて、申請窓口で納付する。

2 納付書による納付

広島県が発行する納付書で事前納付することができる。

この場合、払込証明書を受講申込書の所定欄に貼って提出すること。

五 申請窓口（問合せ先）

広島県農林水産局畜産課（電話「〇八二」五一三―三五九八「ダイヤルイン」）

六 その他

講習会で使用するテキストを所有していない場合、別途、購入を必要とする。

手数料名	家畜商講習会手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
—	700	6377	3,300円	
				1 申請窓口 へ提出 2 収納窓口 で受取

別記様式

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

広島県知事様

住所

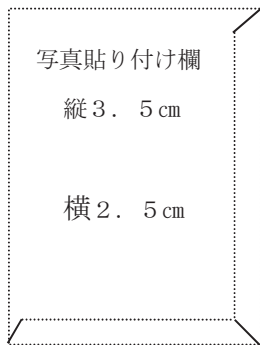
ふりがな

氏名

印

電話番号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。



注 用紙の大きさは、日本産業規格A例4とする。